

。。。環境課からのお知らせ。。。

石綿(アスベスト)を含む珪藻土製品にご注意ください

一部の珪藻土製品(バスマットやコースターなど)について石綿が含まれていることが判明しました。
対象製品は、市では処理できないため絶対にごみとして出さないでください。ひばりヶ丘桜泉園への直接搬入もできません。メーカーや販売店などが回収しますので、回収方法などについては各メーカーまたは販売店などにお問い合わせください。

●対象製品および調査中製品をお持ちの人へ

通常使用の限りは石綿は飛散せず、健康へのおそれはありません。しかし、破損したときには飛散する可能性がありますので、破損しないようにご注意ください。

すでに破損している場合は、ビニール袋に入れ、封をし、回収または調査結果が出るまで保管してください。

●類似製品について

今後の調査によりメーカーや対象製品が追加されることがあります。

お手元の類似製品に石綿が使用されていないか各メーカーなどにお問い合わせください。

幸手市環境基本計画(平成16年度策定)の取組状況

幸手市環境基本計画では、50年後の将来を目安とした幸手の望ましい姿を「幸手の環境像」として掲げています。「幸手の環境像」に近づくための「重点目標」について、令和元年度末時点における取組状況をお知らせします。

■環境基本計画に掲げる「重点目標」の取組状況(全 92 項目のうち一部抜粋)

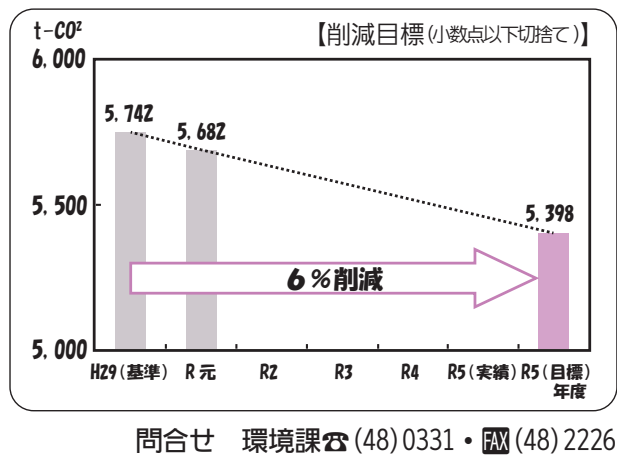
協働の取組指標	担当課	達成度	取組状況
行政のグリーン購入を拡充します	契約管財課	実施	事務用消耗品について、可能な限りグリーン購入法で認定済物品を購入。
全ての学校・保育所で、地元で作る安全な農作物が食べられるようにします	総務課 こども支援課	実施	【総務課】 市内小・中学校全校で幸手産米を使用。 小学校3校、中学校2校で地産地消研究会と契約し野菜を購入。 【こども支援課】 地元産野菜を地産地消研究会より購入し、全市立保育所で使用。
公共工事における再生資材利用を拡充します	都市計画課 まちづくり事業課 道路河川課 水道管理課	実施	【都市計画課】 園路の舗装や路盤材に再生資源を使用。 【まちづくり事業課・道路河川課】 再生資材(資源)を利用。 【水道管理課】 アスファルト合材や路盤材に再生資源を使用。
市街地の緑視率約30%を確保します	商工観光課	実施	「さくらの保全に関する要綱」の規定に基づき、一定の基準を超えるさくらの所有者に対し、保存樹木奨励金を交付(令和元年度：9本)。

■幸手市の温室効果ガス排出量

市では、「第3次幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を策定し、市役所から排出される温室効果ガスの排出量を、平成29年度を基準年として令和5年度までに6%削減することを目標としています。

令和元年度は、基準年と比較して温室効果ガスの排出量が約1.04%削減されました。主な要因は、公用車全体に占める軽自動車の割合が増えたことによる燃費の向上があげられます。

今後も、引き続き温室効果ガスの排出量削減に努めていきます。

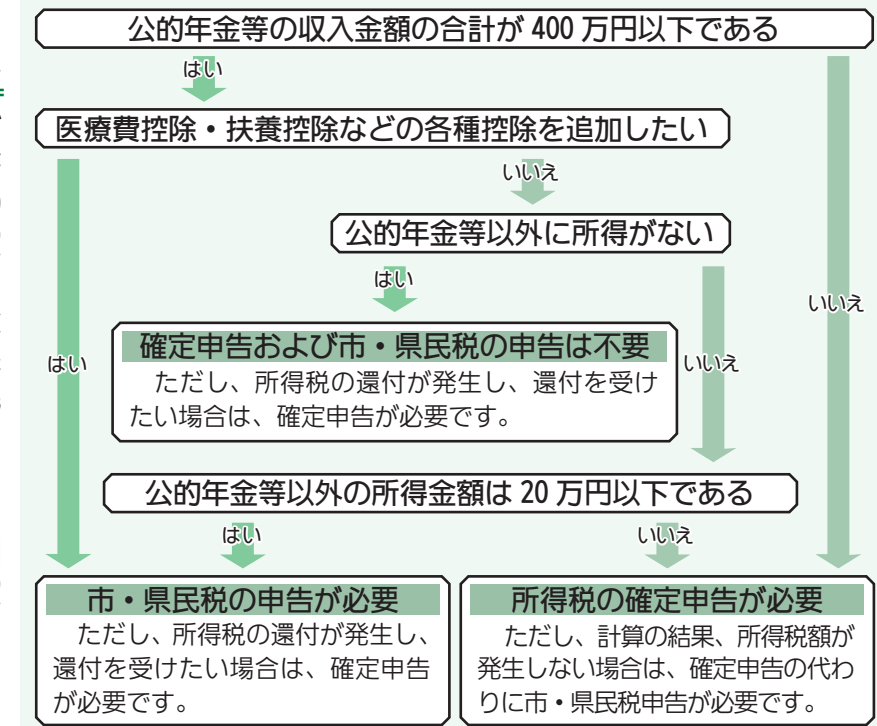


公的年金等の収入金額が400万円以下の人へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税の確定申告をする必要はありませんが、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができる場合があります。

ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

※申告が必要かどうかについては、右図をご覧ください。



ふるさと納税ワンストップ申告特例の申請をした人へ

ワンストップ申告特例の申請をした人が、確定申告や市・県民税申告を行った場合や、5か所を超える自治体にワンストップ申告特例の申請を行った場合は、特例申請が無効となります。確定申告や市・県民税申告をするときは、必ずふるさと納税の内容を含めて申告してください。

野外焼却は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により一部の例外を除いて禁止されています。

家庭から出る一般廃棄物や事業活動に伴い排出される産業廃棄物も同様です。

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘った焼却などのほか、構造基準を満たしていない焼却炉を使用してごみを焼却すると、ダイオキシンなどの有害物質が発生させ、煙や悪臭などで近隣住民のみなさんに迷惑がかかってしまいます。

みなさんが快適で暮らしやすい環境を維持していくためにも、ごみはきちんと分別し、決められた方法で処分してください。

▼例外として禁止されていない焼却

- ・どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上必要な焼却
- ・農業などを営むための稲わらの焼却
- ・落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活での軽微な焼却
- ・廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉での焼却

※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。時間帯や風向きなど、周辺環境に十分配慮してください。

野外焼却は「法律」で禁止されています！

ごみを燃やしている臭いがする

煙で窓が開けられない

洗濯物に臭いが付いてしまった

なんとかしてよ…。

野外焼却(野焼き)に関する苦情が多く寄せられています。

問合せ 環境課 ☎(48)0331